

(令和 8 年 2 月 20 日市長決裁)

盛岡市森林公園の使用料の減免における運用について

このことについて、盛岡市森林公園条例（平成 3 年 3 月 22 日条例第 9 号）第 11 条の規定及び盛岡市森林公園条例施行規則（平成 3 年 5 月 31 日規則第 12 号）第 5 条の規定の運用について、内部事務の基準を次のとおり定める。

1 減免の基準

(1) 盛岡市森林公園条例第 11 条第 1 項第 1 号における「障害者が使用するとき」の取扱いは次のとおりとする。

ア 「障害者が個人で使用する」とは、障害者が個人で申請し、1 人で使用する場合をいう。

イ 「障害者の福祉の増進に資するもの」とは、使用する者の半数以上が障害者（介護者を含む）である場合をいう。

ウ 減免を適用する場合に認める介護者の人数は、障害者 1 人につき 1 人とする。

エ 「営利を目的とする場合」とは、販売を目的とする場合または入場料を徴する場合をいう。

(2) その他減免の対象となる者は次のとおりとする。

ア 市の行政視察または市が主催等をする会議に出席する者で、市長が必要と認めた者。

イ 森林公園の PR に貢献した者、または管理運営に貢献のあった者で、市長が必要と認めた者。

(報道機関、寄贈による物品支援、奉仕活動等)

2 減免の申請

盛岡市森林公園条例施行規則第 5 条第 1 項にいう「同号に規定する障害者であることを証する書面」は、次のとおりとする。

(1) 同項各号に掲げる手帳の写し

(2) 障害基礎年金の証書

(3) 特別児童扶養手当の証書

(4) 障害者（児）施設の在席証明書

(5) 重度・中度医療費受給者証